

1 楽天市場の「共通の送料込みライン」に関する独占禁止法違反被疑事件の概要

参考

本件の違反被疑行為



発送先や、商品の大きさ・重さによって、お届けするのに必要な運送費は異なるので、3,980円以上で、どの地域、どの商品も送料無料で販売するのは難しいなあ。

※「〇〇円以上購入で送料無料」という販売方法をしていない店舗

※「〇〇円以上購入で送料無料」の金額が3,980円よりも高い店舗

不参加店舗

全店舗参加を実現し、更に成長しよう。

お客様が検索した際、39ショップを優先して上位に表示する仕様に変更します。だから参加した方がいいですよ。

※「39ショップ」とは、「共通の送料込みライン」に参加した店舗のことをいう。

出店プランの変更は、参加が必須の条件となります。39ショップにならないと変更できません。

営業担当者等

参加しなければ次回の契約期間満了時に退店となります。

営業担当者等

営業担当者等

不参加店舗を不利にする取扱いの示唆等の事例



ええっ…。それは困ります。仕方がないので参加します。3,980円以上の注文の送料収入がなくなると大変だけど…。

不参加店舗

送料分を商品価格に上乗せすることはできますよ。

営業担当者等

【送料分を上乗せできず利益減少】

「3,980円以上で送料無料」は、お買い得だとお客様は期待するから、大幅な上乗せはできないわ。高い店舗と思われたら、お客様に逃げられてしまう。競合店舗も上乗せしていないし。

行為を受けて参加した店舗の不利

参加店舗

【上乗せしたら客離れで利益減少】

送料分を商品価格に上乗せしたら、注文してくださるお客様が減って、売上げが落ちてしまった。「送料込み」の価格だと理解してもらえず、お客様の目には値上げと映ってしまったか。

参加店舗

【客単価の低下】

以前は「1万円以上で送料無料」だから高額のまとめ買いも多かったけど、注文が小口になり配送費の負担が増えちゃった。

【3,980円未満の注文の送料収入の減少】

お客様が3,980円を少し超えるようにまとめ買いをされるので、3,980円未満の注文の送料収入も減ったよ。

参加店舗

独占禁止法上の考え方

楽天が、自己の取引上の地位が優越している出店事業者に対し、「共通の送料込みライン」への参加を促す際に、不参加店舗を不利にする取扱いを示唆するなどして、「共通の送料込みライン」に参加すること及び適用対象外申請を行わないことを余儀なくさせることにより、出店事業者に不利益が生じる場合には、独占禁止法違反となり得る。

2 楽天が申し出た改善措置の概要

楽天の方針

1. 「共通の送料込みライン」に参加すること及び不参加の状態に戻ることについて、出店事業者の意思を尊重し、独占禁止法に違反する行為を行わない。
2. 「共通の送料込みライン」に参加していない店舗（不参加店舗）を不利にする取扱い（検索結果において不参加店舗の取扱商品ゆえに不利にする等）を行わず、出店事業者に示唆しない。
3. 「共通の送料込みライン」への参加を余儀なくされた店舗の適用対象外申請（不参加の状態に戻ることの申請）を制約する取扱いを行わず、出店事業者に示唆しない。

楽天の方針に違反する働き掛け等の禁止



お客様が検索した際、39ショップを優先して上位に表示する仕様に変更します。だから参加した方がいいですよ。



出店プランの変更は、参加が必須の条件となります。39ショップにならないと変更できません。



参加しなければ次回の契約期間満了時に退店となります。

楽天の方針に違反する働き掛け等に対する処分規程の整備

楽天の方針に違反する働き掛け等に係る苦情等の受付け、調査・指導

営業担当者等に周知徹底

出店事業者に周知